

2018.08.01

CSR・ERM トピックス <2018 年度第 5 号>

本誌は、CSR（企業の社会的責任）および ERM（統合リスクマネジメント）に関連する諸テーマについて、国内・海外の最近の動向や企業の抱える疑問などについて紹介・コメントした情報誌です。「コーポレートガバナンス」「リスクマネジメント」「コンプライアンス」「人権」「労働慣行」「環境」「品質」「CS（顧客満足）」「社会貢献」「CSR 調達」「情報セキュリティ」等、関連する様々なテーマを取り上げます。

国内トピックス：2018 年 6 月に公開された国内の CSR・ERM 等に関する主な動向をご紹介します。

<コーポレートガバナンス>

○金融庁が「投資家と企業の対話ガイドライン」を公表

（参考情報：2018 年 6 月 1 日付 金融庁 HP）

金融庁は 6 月 1 日、「投資家と企業の対話ガイドライン」を公表した。

近年、スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードが整備され、機関投資家と企業の対話が促されてきた。しかしながら、実際は形式的な対話にとどまっており、企業価値の向上に向けた実効的な議論がなされているケースは限られているとの問題意識から、本ガイドラインの策定に至ったと同庁は公表している。

ガイドラインには、機関投資家と企業が重点的に議論すべき事項として、以下の内容が設定されている。

テーマ	主な内容
1. 経営環境の変化に対応した経営判断	・ 持続的な成長、中長期的な企業価値向上のための具体的な経営戦略等の策定・公表がなされているか ・ 自社の事業リスクを適切に反映した資本コスト（資金調達に伴うコスト）を把握しているか ・ 事業等のリスクを把握したうえで、新規事業投資・事業ポートフォリオの組替えなどの経営判断が行われているか ・ 事業ポートフォリオの見直し方針、プロセスが実効的に機能しているか 等
2. 投資戦略・財務管理の方針	・ 持続的成長、中長期的な企業価値向上に向けた戦略的・計画的投資が行われているか ・ 経営戦略や投資戦略を踏まえた財務管理方針が適切に運用されているか 等
3. CEO の選解任・取締役会の機能発揮等	【CEO の選解任・取締役会の機能発揮等】 ・ 果断な経営判断を行うことができる CEO の選任に向け、CEO に求められる資質について確立された考え方があるか 【経営陣の報酬決定】 ・ 経営陣の報酬制度を、持続的な成長、中長期的な企業価値向上に向けた健全なインセンティブとして機能するように設計しているか 【取締役会の機能発揮】 ・ 取締役会がジェンダーや国際性等の多様性を確保した形で

テーマ	主な内容
	構成されているか 【独立社外取締役の選任・機能発揮】 ・ 独立取締役として適切な資質を有する者を十分な人数選任しているか 【監査役の選任・機能発揮】 ・ 監査役に、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する人材が選任されているか 等
4. 政策保有株式	・ 政策保有株式について、それぞれの銘柄の保有目的や、保有銘柄の異動を含む保有状況が、わかりやすく説明されているか 等
5. アセットオーナー	・ 自社の企業年金がアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、人事面や運営面における取組みを行っているか 等

本ガイドラインはスチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードの附属文書として位置づけられており、企業がコーポレートガバナンス・コードの各原則を実施する際は、ガイドラインを踏まえることが期待されている。ただし、ガイドライン自体への「コンプライ・オア・エクスプレイン（順守するか、順守しないのであればその理由を説明するよう求めること）」は求められてはいない。

<環境>

○セブン・イレブンとトヨタが、CO2 大幅排出削減の共同プロジェクトを 2019 年秋に開始

（参考情報：2018 年 6 月 6 日付 トヨタ自動車 HP）

セブン・イレブン・ジャパンとトヨタ自動車は 6 月 6 日、店舗と物流で省エネルギーと二酸化炭素排出削減を目指す共同プロジェクトを 2019 年秋より開始すると発表した。

プロジェクトでは、セブン・イレブン店舗に、太陽光発電用のパネルに加え、トヨタ自動車が新たに開発する水素を燃料とした発電機械（FC 発電機）を導入し、両発電機で発生した電気を蓄えるリユース蓄電池も設置する。リユース蓄電池はハイブリッド車の使用済みバッテリーを再利用し環境負荷を減らす。ここで発電・蓄電された電気は、店舗エネルギーマネジメントシステム（BEMS）で統合的に管理し、消費状況に応じて太陽光発電・FC 発電機・リユース蓄電池を制御した最適な電源構成にできるという。一方、首都圏店舗への商品配送に、水素を燃料とした FC 小型トラックを導入する。これらにより配送から店舗運営にかけて二酸化炭素が極力排出されない仕組みの構築を目指す。

プロジェクトの旗艦店舗として、17 年 12 月に千代田二番町店（東京都）、18 年 5 月には、2 店目の相模原橋本台 1 丁目店（神奈川県）を開店させており、各店舗で使用する電力の再生可能エネルギー比率を 46%まで高めている。

今後、さらなる省エネルギーと二酸化炭素排出削減を目指し、19 年春ごろに首都圏で FC 小型トラック 2 台の導入を予定。そして同年秋以降に二酸化炭素排出削減と水素由来の電力比率を高めた次世代型の店舗作りを進める。

両社は、共通して低炭素社会の実現を目標に掲げている。

<ガバナンス>

○経済産業省が、企業の「ダイバーシティ経営」推進で女性・外国人取締役の採用などを提言

(参考情報：2018年6月8日付 経済産業省 HP)

経済産業省は6月8日、企業が人材活用の「ダイバーシティ(多様性)」をいっそう推進し、「稼ぐ力」を高める方策として、取締役会の多様性確保や労働・資本市場への情報発信強化を図るべきだとする提言を発表した。

「ダイバーシティ 2.0*の更なる深化に向けて」と題された提言では、企業が取べきアクションとして女性や外国人の取締役への採用を提示している。自社と異なる知見を取り入れるために、現行で主流の弁護士や公認会計士等に偏らず、他社の女性役員やその候補者を社外取締役に採用するよう提言した。また、女性の登用に当たってはライフイベント(出産、育児、介護など)で不利が生じないよう公平性を維持しつつ、人材を発掘・育成するよう求めた。

他方、ダイバーシティを重視する企業に対する就業希望者の関心の高まりや ESG 投融資**の普及などを踏まえ、自社の「ダイバーシティ経営」の具体的取り組みやその結果を、就業希望者や株主・投資家に向けて積極的に情報発信する重要性を強調している。それらとの「対話」を活発化させることで、労働市場・資本市場から人材・資金を流入させる関係性の確立を訴えた。

同省は、競争戦略としてのダイバーシティ経営のあり方を示した「ダイバーシティ 2.0 行動ガイドライン」を17年3月に公表。それ以降、国内でダイバーシティの重要性が増したとして、特に前述の「取締役会における多様性の確保」と「企業と労働市場・資本市場の対話促進」の2点について企業・政府の双方が今後取るべきアクションをまとめて今回の提言に至った。

提言では、これら内容を踏まえた行動ガイドラインの改訂とともに、同省と東京証券取引所が女性活躍推進に優れた上場企業を選定する「なでしこ銘柄」の選定基準に同ガイドラインを反映することも求めている。

「ダイバーシティ 2.0 の更なる深化に向けて」の提言骨子は以下のとおり。

(1) 取締役会における多様性の確保

取締役会が「監督機能」、「意思決定機能」を発揮するため、構成員のジェンダーや国際性の面を含む多様性を確保する。

- ・ 政府：女性取締役・監査役候補のマーケット組成を促す。
- ・ 企業：社内外から企業戦略に沿った人選を促進する。

(2) 企業と労働市場・資本市場の対話促進

適切に労働市場・資本市場から人材・資金を呼び込むため、情報公開を推進。

- ・ 政府：労働市場・資本市場は、取組の結果に加えて、結果に至るまでの経営方針、具体的な取組、取組結果に対する評価・解釈を重視していることを認識する。
- ・ 企業：積極的に情報公表を行い、労働市場・資本市場との対話を深める。

*ダイバーシティ 2.0

多様な属性の違いを活かし、個々の人材の能力を最大限引き出すことにより、付加価値を生み出し続ける企業を目指して、全社的かつ継続的に進めていく経営上の取組。

**ESG 投融資

投資・融資を判断する際、対象企業の「環境(E)」「社会(S)」「企業統治(G)」の各課題への対応を重視するもの。これらの課題への対応が、対象企業の持続的成長や中長期的収益に影響するとの考えに基づく。

<IR>

○金融庁が金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」を公表

(参考情報：2018年6月28日付 金融庁 HP)

金融庁は6月28日、企業情報の開示及び提供のあり方に関する金融審議会*「ディスクロージャーワーキング・グループ報告 - 資本市場における好循環の実現に向けて - 」を公表した。

本報告書では、米国や英国での情報開示ルールや企業の開示内容と比較しつつ、日本企業の情報開示に関する現状の課題と改善のための提言を示している。

主なポイントは以下のとおり。

1. 「財務情報」及び「記述情報（非財務情報）」

(ア) 経営戦略・ビジネスモデル

現状	企業の中長期的なビジョンに関する具体的な記載が乏しく、MD&A**やリスク情報との関連付けがない企業が相当程度見られる。
提言	- 企業の目的と経営戦略、ビジネスモデルについて、取締役・経営陣が積極的に自らコミットしてその見解を示すことが必要である。 - 投資家が適切に理解することが出来るよう経営戦略の実施状況や今後の課題も示しつつ、MD&A や KPI、リスク情報とも関連づけて、より具体的に充実した説明がなされるべきである。

(イ) MD&A

現状	計数情報をそのまま記述しただけの記載や使い回しと思われる説明のみの記載が多く、経営者視点による分析が不十分。
提言	経営者視点からの情報を提供し、経営のトップレベルが早期から関与し、経営者としての説明責任を果たしていくことが求められる。

(ウ) リスク情報

現状	- 一般的なリスクの羅列が多く、外部環境の変化に関わらず数年間記載に変化がない開示例も多い。 - 経営戦略や MD&A とリスクの関係が明確でなく、投資判断に影響を与えるリスクが読み取りにくい。
提言	経営者視点からみたリスクの重要度の順に、発生可能性や時期・事業に与える影響・リスクへの対策度を含め、企業特有の事情に応じたより実効的なリスク情報の開示を促していく必要がある。

2. 建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供

(ア) 役員報酬に係る情報

現状	・固定報酬と業績連動報酬の構成割合や、業績連動報酬の額の決定要因等、報酬プログラムの基本的内容が分かりづらい。 ・企業戦略の達成の確度を図る観点から必要な経営戦略の達成度と報酬のつながりが、報酬決定の際の KPI を含めて十分に説明されていない。
提言	・役員報酬プログラムの開示において、報酬の決定・支給の方法やこれらに関する考え方を具体的に分かりやすく記載することを求めるべきである。

(イ) 政策保有株式

現状	・保有目的の説明が定型的かつ抽象的な記載にとどまっており、保有の合理性・効果が検証できない。
提言	・政策保有に関する方針、目的や効果は具体的かつ十分に説明されるべきである。 ・政策保有株式の保有について、その合理性を検証する方法や取締役会等における議論状況について開示を求めるべきである。 ・個別の政策保有株式の保有目的・効果について、提出会社の戦略、事業内容及びセグメントと関連付け、定量的な効果（記載出来ない場合には、その旨と保有の合理性の検証方法）も含めてより具体的に記載することを求めるべきである。

また、欧州で開示義務の廃止が進んでいる四半期開示制度に関しては、現時点において見直すことは行わず、今後、四半期決算短信の開示の自由度を高めるなどの取組みを進めるとともに、引き続き、日本における財務・非財務情報の開示の状況や適時な企業情報の開示の十分性、海外動向などを注視し、必要に応じてそのあり方を検討していくものとしている。

* 金融審議会

内閣総理大臣の諮問に応じて、国内金融の重要事項について調査・審議を行う組織。1998 年に金融制度調査会・証券取引審議会・保険審議会を統合し、金融庁に設置。

** MD&A

経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況の分析。

海外トピックス：2018年6月に公開された海外のCSR・ERM等に関する主な動向をご紹介します。

<ガバナンス>

○米グーグル、武器利用の禁止など AI の倫理的な活用に関する原則を公表

(参考情報：2018年6月11日付 グーグルウェブサイト)

米アルファベット傘下のグーグル (Google LLC) では、米軍の無人機 (ドローン) による画像認識に協力したことに対して社内で抗議活動が広がっている。その結果、従業員 4600 人が協力をやめるよう求める嘆願書に署名し、辞職者も出る事態となっている。このような中、同社のピチャイ (Pichai) CEO は 6 月 7 日、同社の人工知能 (AI) の運用に関する原則を公表した。この中で、武器や不当な監視活動、人権侵害につながる目的に使わないことなども示した。

原則は、AI が社会的に有益で偏見を生まないこと、安全でプライバシーに配慮していることなどを定めた 7 つの基本的な理念を示している (下記参照)。これらは単なる概念ではなく、グーグルが行う調査や商品開発、ビジネス上の意思決定の基準となる。

その上で、「AI を設計、活用しない分野」として、害悪のリスクが便益を上回る分野、武器などの技術、国際的規範を逸脱した監視への情報収集・活用、国際法・人権の原則に違反する目的での使用を挙げている。

<AI に関する 7 つの原則> ※以下、筆者仮訳・抄訳

(1) 社会的に有益なものとする (Be socially beneficial.)

AI は医療、安全保障、エネルギー、公共交通、製造、エンターテインメントなど様々な分野に影響をもたらすとした上で、社会経済的な要素を考慮しながら AI 導入によるメリットがデメリットよりも大きい分野に限って事業を推進する。

(2) 偏見を生むこと、増長することを避ける (Avoid creating or reinforcing unfair bias.)

AI のアルゴリズムや使用されるデータセットは偏見に基づく場合もある。これらの事態を避けるため、特に人種、民族、性別、国籍、収入、性的嗜好、能力、政治的・宗教的思想に関するセンシティブな特徴に関するものについて、偏見が生じないようにする。

(3) 安全であるよう設計し、テストする (Be built and tested for safety.)

安全・セキュリティに基づく設計を行うとともに、製品開発後に試験室でモニタリングを行うなどテストを実施する。

(4) 人々への説明責任を果たす (Be accountable to people.)

人々から意見を受ける、また説明をする場を設ける。

(5) プライバシーに配慮した設計の原則を盛り込む (Incorporate privacy design principles.)

データの提供者から同意を取るとともに、設計者にプライバシーが配慮されるよう促し、データの使用について透明性を図る。

(6) 科学的に優れた高水準のものを作り出す (Uphold high standards of scientific excellence.)

高い水準を目指してステークホルダーと協力し、科学的に厳格で学際的なアプローチを採用する。教育ツールやベストプラクティス、研究結果を発表することで、AI に関する知識を共有する。

(7) これらの原則に合致した使用目的に対しては AI を提供する (Be made available for uses that accord with these principles.)

以下の観点から AI の使用についても評価をする。

- 使用により危害をもたらすリスクはあるか
- 特徴的な技術でありながらもアクセス可能か

- どの程度の規模の影響を持つか
- 使用に役立つツールや対策を用意しているか

＜グーグルが求めない AI の使用方法＞＊以下、筆者仮訳

上記目的に加え、下記の使用分野においては AI を設計、活用することはない。

- (1) 最終的に害悪をもたらすまたはその可能性がある技術。実際に害悪のリスクがあるところでは、実質的に便益がリスクを上回る分野のみにおいて AI を推進するとともに、安全のための制約を組み込む
- (2) 主目的やその活用が身体的傷害につながるまたはそれを助長する武器やその他の技術
- (3) 国際的に認められた規範に反するような監視を行うための情報収集・活用のための技術
- (4) 国際法や人権に関する広く受容された原則に違反する目的に使用される技術

＜ESG 投融資＞

○3 メガ銀、石炭火力発電所等に関する投融資方針を公表

(参考情報： 各社ニュースリリース)

2018 年 5 月から 6 月にかけて、三菱 UFJ フィナンシャル・グループ、みずほフィナンシャル・グループ、三井住友銀行は、相次いで環境・人権課題に関わる融資方針を公表した。

三菱 UFJ フィナンシャル・グループは、5 月 15 日に「環境方針」、「人権方針」、「環境・社会ポリシーフレームワーク」を制定したことを公表し、環境・社会課題に関係して「ファイナンスを禁止する事業」、「特に留意する事業」に関する融資基準を示した。「ファイナンスを禁止する事業」の例としてクラスター爆弾の製造、「特に留意する事業」の例として石炭火力発電所への融資を挙げており、国際的ガイドラインを参考に慎重に検討すると述べている。

みずほフィナンシャル・グループは、既に制定済みの環境方針と人権方針を踏まえて、新たに「特定セクターに対する取り組み方針」を策定したと 6 月 13 日に発表した。同方針は、環境・社会課題に関連して特に留意する事業として、兵器、石炭火力発電所、パーム油、木材に言及している。

三井住友銀行は、6 月 18 日に公表した「事業別融資方針の制定およびクレジットポリシーの改定について」において、石炭火力発電所については脱炭素社会に向けた世界の潮流を踏まえて、超々臨界（USC）方式以上の高効率の石炭火力案件＊に融資を限定すると表明した。ただし USC 未満の案件においても、日本政府や国際開発機関などの支援が確認できる場合は、例外として慎重に対応を検討するとしている。またパーム油農園開発についても、生物多様性の保全、人権保護の観点から、違法伐採や児童労働などの人権侵害が行われている可能性の高い融資を禁止した。その他に森林伐採についても言及している。

＊ 石炭火力案件

同行の定義は、「蒸気圧 240bar 超かつ蒸気温 593℃以上。または CO2 排出量が 750g-CO2/kWh 未満」の石炭火力発電所

Q&A : CSR・ERM 等に関するさまざまなご質問についての解説を行うコーナーです。



Question

本年 5 月に GDPR (EU 一般データ保護規則) が発効しました。当社は EU に拠点を置いていないので、GDPR への対応は一切必要ないと考えてもよいのでしょうか？また、対応が必要にもかかわらず適切に対応できなかった場合はどうすればよいのでしょうか？

Answer

1. GDPR とは

GDPR とは、EU 一般データ保護規則(General Data Protection Regulation)の略称であり、個人データの処理と移転、基本的権利の保護などを定めた規則です。2016 年 4 月 14 日に EU 議会で承認・採択され、2018 年 5 月 25 日に施行されました。

GDPR では、

- ①EU 域内の居住者の個人データの、EU 域外への移転を禁止する。
- ②大量の個人データを扱う企業などはデータ保護最高責任者を任命する。
- ③万が一個人データの侵害が発生した場合には、72 時間以内に監督機関に通知する。

ことが求められています。

万が一にも個人データが侵害された場合には、最高で前会計年度の全世界売上高の 4 % もしくは 2,000 万ユーロ (約 25 億円) のいずれか高い方が罰金として科される可能性があり、企業にとっては大変大きな負担になります。また、個人データの侵害以外に、適切なデータ処理を行わなかった場合などにも適用される可能性があります。

2. GDPR への対応の必要性

EU 域内に拠点を置かない企業でも、GDPR の対象になる可能性を確認する必要があります。

GDPR の第 3 条 2 項には

本規則は、EU 域内に拠点をない管理者又は取扱者による EU 在住のデータ主体の個人データの取扱いに適用される。ただし、取扱い活動が次に掲げる項目に関連しているものに限られる。

- a. EU 在住のデータ主体に対する商品又はサービスの提供に関する取扱い。この場合、データ主体に支払が要求されるか否かについては問わない。
- b. EU 域内で行われるデータ主体の行動の監視に関する取扱い。

と記載されています。

GDPR の対象となるかどうかは EU 域内の拠点の有無だけでなく、EU 域内在住のデータ主体に対して、サービス提供の意思があるかどうかで判断されます。

第 3 条 2 項でサービス提供の意思があるとみなされるケースとしては、

- a. EU 域内を意識し、複数の EU 加盟国の言語を使ってサービスの利用を促進している場合
 - b. 購買やサービス内容の比較などを目的に、金額をユーロで表記している場合
- などが考えられます。

企業は EU 域内の拠点の有無にかかわらず、そこで提供するサービスの有無やその内容、実際のアクセス状況、取得する個人データ、取得した個人データの流れ、EU 域内からアクセスがあった場合に想定している対応内容などを精査し、かつ弁護士などの専門家に相談して確認する必要があります。

3. 危機発生時の対応について

GDPR は第 33 条で、個人データ侵害時には 72 時間以内に監督当局へ通知しなければならないと記載されています。また、第 34 条では、個人データ侵害が高リスクを引き起こしえる場合には、データ主体に対して、遅滞なく通知しなければならないと記載されています。

なお、ここで言われている「個人データ侵害」とは、第 4 条 (12) において、
移転、保存又はその他の取扱いがなされた個人データに対する偶発的又は違法な破壊、滅失、変更、許可されていない開示又はアクセスをもたらすセキュリティ侵害をいう。

と記載があり、単純に、情報漏洩だけを対象にしたものではないことに注意が必要です。

万が一にも個人データ侵害が発生した際には、72 時間以内に EU 当局への通知が必要になります。その際に、誰が対応するのか、何を報告するのかなどを考える余裕はないため、誰がどのようなフォーマットで誰に報告をするのかなど、事前に危機対応を決めておく必要があります。

体制整備にあたり、その発動の要件を広く考えておくことも重要です。日本企業は日本の個人情報保護法を念頭に漏えいの場合のみを想定した体制にとどまっている可能性があります。GDPR の対象となる企業では、より広い個人データの「侵害」を想定した緊急時体制になっているかを確認する必要があるでしょう。その上で、体制の整備にとどまらず、有事を想定したトレーニングを行うなど実践力を高めておくことも必要です。

以上

MS & AD インターリスク総研株式会社は、MS & AD インシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。CSR（企業の社会的責任）・ERM（全社的リスク管理）等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & AD インターリスク総研(株) リスクマネジメント第三部
TEL.03-5296-8912（危機管理・コンプライアンスグループ）
TEL.03-5296-8913（環境・CSRグループ）
TEL.03-5296-8914（統合リスクマネジメントグループ）
<http://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

<環境・CSRグループ>

- ◆ 環境経営（環境リスク・ブランディング）
- ◆ 環境マネジメントシステム（ISO14001等）
- ◆ 生物多様性
- ◆ エネルギー（再エネ・省エネ）
- ◆ 社会リスク（環境デューデリジェンス・人権リスク等）

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社的リスク管理）
 - ・ リスクマネジメント体制構築
 - ・ 企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業の CSR・リスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & AD インターリスク総研 2018